

令和5年度
多治見市子どもの権利擁護委員
多治見市子どもの権利相談室
「たじみ子どもサポート」

活動報告書



令和6年8月

多治見市子どもの権利擁護委員

はじめに

多治見市は、平成15年9月25日、子どもの権利擁護を目的とした条例としては全国で4番目となる「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

そして、令和5年、条例制定から20年を迎えました。この20年間で、子どもの権利をめぐる環境は大きく変化しています。

近年、児童虐待や体罰に対するまなざしは大変厳しいものとなりました。心理的虐待の一種である面前DVについての理解も深まっています。

いじめに関しては、平成25年、いじめ防止対策推進法が施行され、「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も制定され、いじめの認知、早期発見、早期対応を積極的に推進することとなりました。

令和元年の児童福祉法や児童虐待防止法の改正（令和2年施行）により、親権者による体罰等が禁止されました。さらに、民法においても、令和4年改正・施行により、親権者が体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことを明記されています（民法821条）。

令和4年6月15日、こども基本法が成立し、令和5年4月1日、施行されました。この法律は、子どもの権利を尊重する等の基本理念を掲げ、国も地方公共団体も、この基本理念にのっとりこども施策を策定し、実施する責務を有するとしています。

令和4年12月に改訂された文部科学省の「生徒指導提要」14頁には、生徒指導の実践上の視点として、集団に子が埋没してしまわないよう、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を生徒が実感することが大切であり、自己肯定感、自己有用感を育むことも極めて重要である、といった趣旨の記載があります。

このように、条例制定から20年の間に子どもの権利を巡る状況は大きく改善・是正しつつありますが、それでもまだまだ十分とはいえません。このことは、全国のいじめ、児童虐待の件数からも明らかです。

私たち大人は、これからも、子どもの権利を擁護するため、いじめ、児童虐待、発達障害、不登校、貧困など、子どもや子どもをめぐる様々な課題、多様な悩みに真摯に対応していく必要があります。

多治見市は、「多治見市子どもの権利に関する条例」の前文で、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを謳っています。

「多治見市子どもの権利擁護委員」や「多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート）」は、そのようなまちづくりにおいて重要な役割を担ってきました。

多治見市は、平成16年4月、「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づき、「多治見市子どもの権利相談室」を開設し、この令和6年で20年を迎えました。

相談室には、平成 21 年、公募により「たじみ子どもサポート」という愛称がつけられています。

令和 2 年 12 月から L I N E 相談を開始し、相談の手段が増え、相談の数はさらに増加傾向にあります。

保護者の皆様だけでなく、子どもたちの中でも認知度が高まり、子どもたちが学校帰りやイベントの帰りに気軽に相談に立ち寄ったり、L I N E で悩みを打ち明けることも増えています。

多治見市子どもの権利擁護委員、そして、相談員一同は、これからも、子どもの権利を尊重するまち・多治見市の一員として、子どもの権利が十分に擁護されるまちづくりに力を尽くしてまいります。あわせて、多治見は子どもや子どもの権利を大切にするまちだというイメージが、広く市内外に浸透してゆくことを願ってやみません。

令和 6 年 8 月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 藤田 聖典



目 次

はじめに	多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 藤田 聖典	1
I	多治見市子どもの権利擁護委員制度の概要	
1	設立の経緯と目的	4
2	運営体制	5
3	多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ	6
II	令和5年度の活動状況について	
1	相談活動状況	
(1)	令和5年度相談状況の概要	7
(2)	令和5年度相談の特徴	8
(3)	令和元年度からの相談状況の推移	12
(4)	対応	15
2	調整活動	
(1)	関係機関との連携	19
(2)	「令和5年度の調整活動について」	
	多治見市子どもの権利擁護委員 藤田 聖典	20
3	救済の申立ての状況	21
4	研修	22
5	会議	
(1)	子どもの権利擁護委員活動報告会	23
6	広報・啓発活動	
(1)	子どもへの広報・啓発活動	24
(2)	市民（おとな）への広報・啓発活動	28
(3)	その他の広報・啓発活動等	28
III	子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って	
	「擁護委員としての活動を振り返って」	
	多治見市子どもの権利擁護委員 原科 佐登己	
	水野 香代	29
おわりに		31
参考資料		
	多治見市子どもの権利に関する条例	34
	多治見市子どもの権利に関する条例施行規則	38
	多治見市子どもの権利擁護委員名簿	42

I 多治見市子どもの権利擁護委員制度の概要

1 設立の経緯と目的

多治見市では、平成15年9月、「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例の目的は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることです。

多治見市に在住、在学あるいは活動する18歳未満の人（これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人を含む。）を子どもと定義し、その子どもの権利侵害に対して、速やかに適切な救済を図り、回復を支援するための制度として、子どもの権利擁護委員制度を設けました。

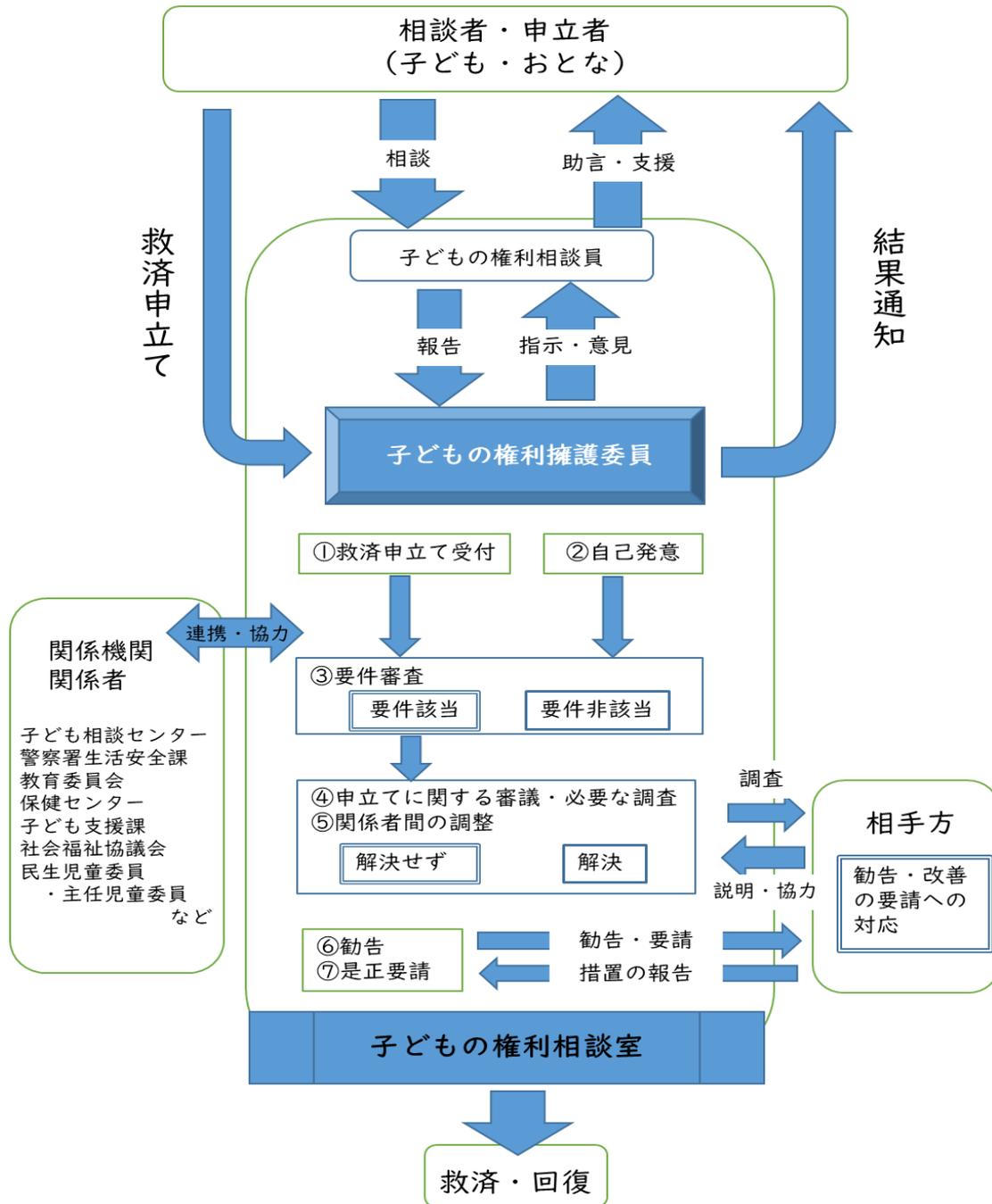
子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。また、必要と認められるときは、自らの判断で、その子どもの救済や回復において調査、調整、勧告、是正要請を行います。

また、子どもの権利擁護委員の活動を補助し、子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申し立てに応じるため、子どもの権利相談員を設け、その活動場所として多治見市子どもの権利相談室を設置し、多くの子ども達や保護者、子どもに関係する人々等からの相談に応じています。

2 運営体制

区 分	摘 要
開設日	平成 16 年 4 月
場所	〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護委員 3 名 ・子どもの権利相談員 2 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どももしくは子どもに関わる関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（継続した相談、当事者本人による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者を中心とした周囲の環境の調整）を行います。 ・子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ・子どもの権利侵害に関する相談以外も、心身の悩み、交友関係等、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・おとなからの相談であっても、子どもの意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ・申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で救済や権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市内に在住・在学・在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます。18・19 歳でも通学、通所している場合は対象になります。
受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日～金曜日 13:00～19:00 ・土曜日 12:00～18:00
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談 多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート） ・電 話 0120-967-866（フリーダイヤル） ・メール kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp ・LINE ID:@200fkmnq ・手 紙 〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階 多治見市子どもの権利相談室

3 多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- *擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

Ⅱ 令和5年度の活動状況について

Ⅰ 相談活動状況

(1) 令和5年度 相談状況の概要

令和5年度の相談件数※1は新規件数51件に令和4年度からの継続件数20件を加えた71件（前年度より4件減少）でした。（表1、図1）

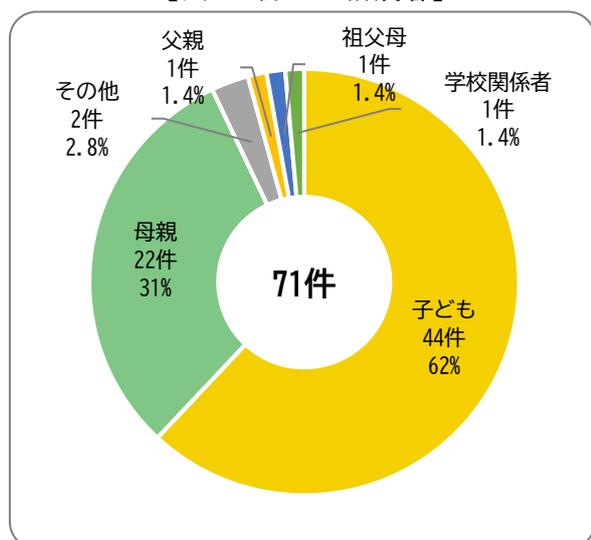
延べ相談回数※2は397回（前年度より147回増加）で、そのうち子どもからの相談回数は203回（51.1%）、おとなからの相談回数は194回（48.9%）となりました。（図2）

また、年齢ごとの相談回数では、小学生男子のおとなから相談が最も多く、次いで小学生女子の子ども本人からの相談となりました。（図3）

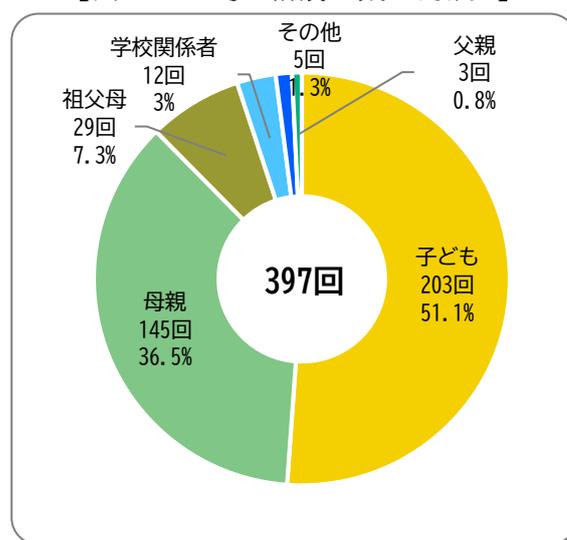
【表1 令和5年度 相談状況の概要】

		相 談 内 容													相 談 方 法				
		いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校施設等の対応	心身の悩み	進路・学習	家庭・家族の悩み	子育て	その他・対象外	面接	電話	メール	手紙	LINE		
件数	71	新規	51	4	3	4	6	10	1	7	4	6	4	2	22	21	5	2	21
		継続	20	1	0	2	3	0	0	5	3	1	2	3					
	計		5	3	6	9	10	1	12	7	7	6	5						
延べ回数	397	新規	168	6	12	4	12	67	1	24	5	25	10	2	167	113	67	4	46
		継続	229	3	0	121	18	0	0	9	41	3	2	32					
	計		9	12	125	30	67	1	33	46	28	12	34						

【図1 初回の相談者】



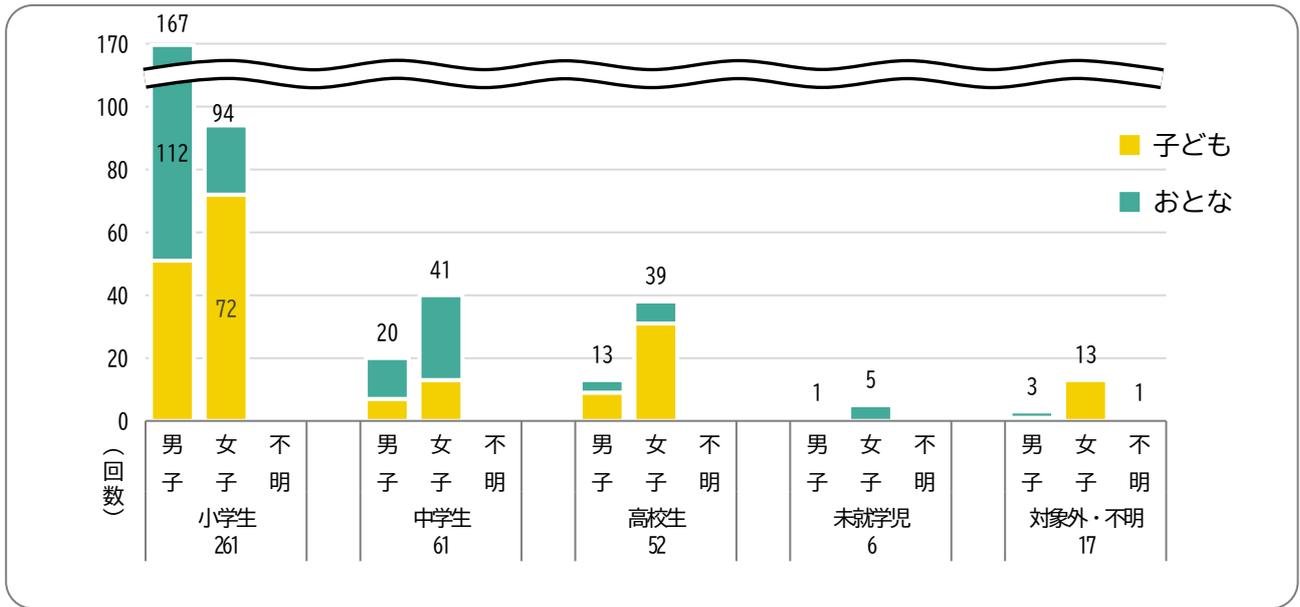
【図2-1 延べ相談回数の内訳】



※1 相談件数：1つの相談ケースについて、初回から終結までを「1件」としてしています

※2 相談回数：1件の相談に関わった「相談・調整」の回数。

【図3 延べ相談回数の内訳2】

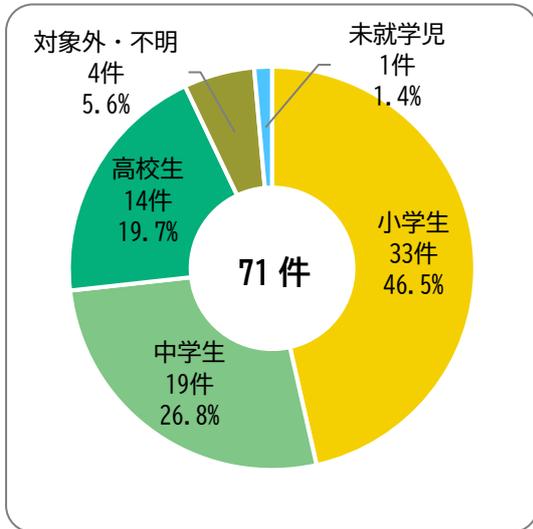


(2) 令和5年度 相談の特徴

① 相談対象者の内訳と相談内容

相談対象となる子どもの学齢で最も多かったのは「小学生」33件(46.5%)でした。次いで、「中学生」19件(26.8%)、「高校生」14件(19.7%)となりました。(図4)

【図4 相談対象者の内訳】



※「対象外・不明」:対象年齢外と匿名相談または学齢が確認できなかったケース

図5では学齢ごとの相談内容を示しています。

小学生、中学生では、「教職員の対応」「いじめ」「交友関係」と子ども自身が学校等で直面する相談とおとなからの相談も多く寄せられたため、相談内容が多種に渡りました。(図5-②③)

一方高校生では、子ども本人からの相談が8割以上を占め、誰にも話せないような「心身の悩み」「家庭・家族の悩み」が高い割合になっていることが分かります。(図5-④)

全体では、昨年度には見られなかった「虐待」に関する相談が小学生、中学生、高校生から寄せられており、今後注視していく必要があります。

【図5 学齢群ごとの相談内容】

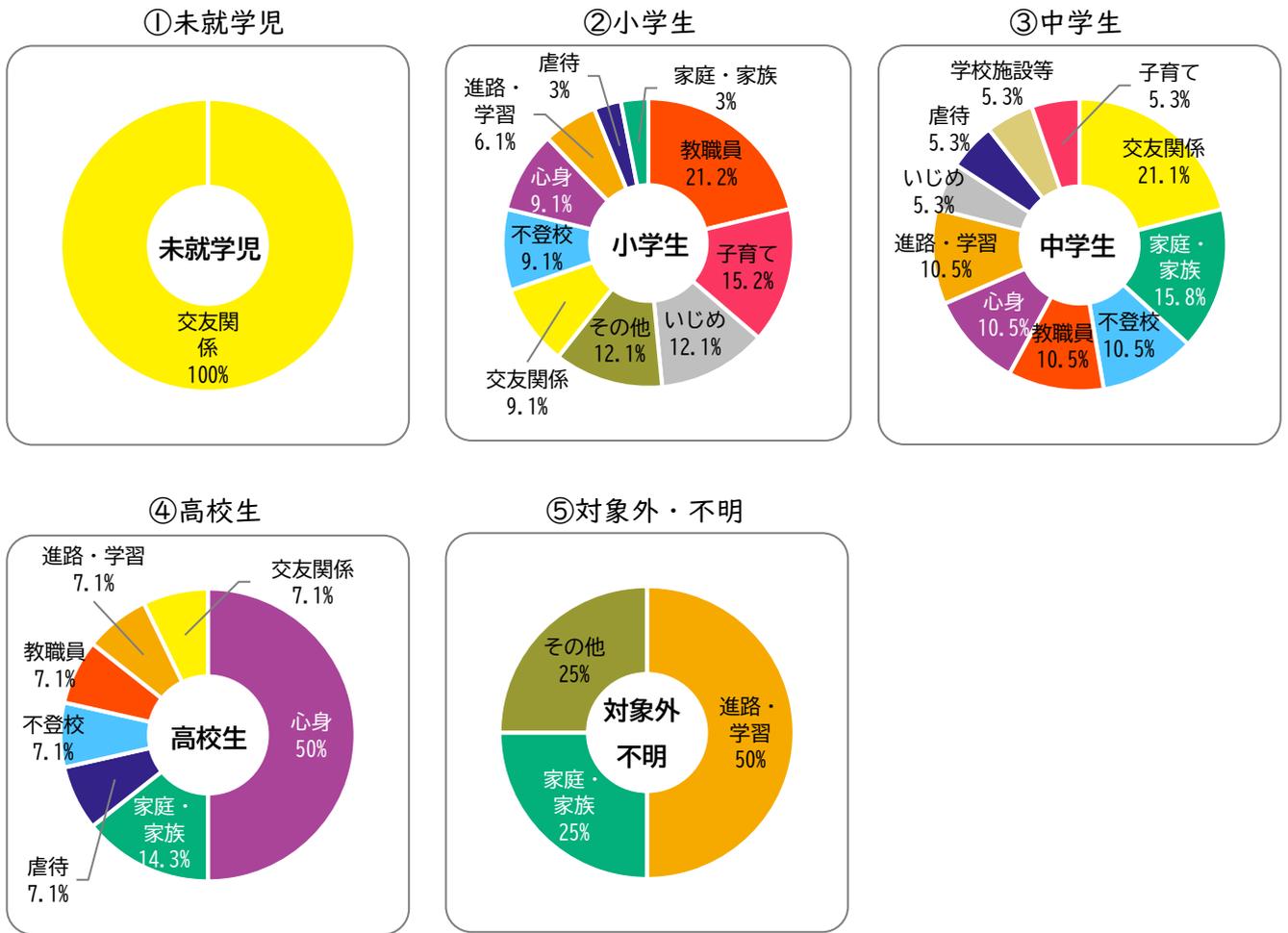
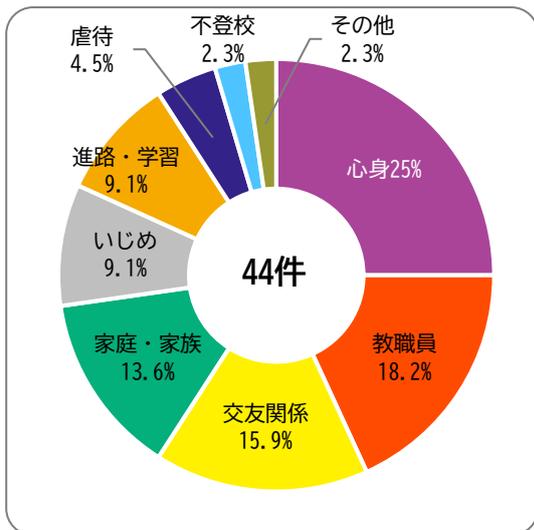


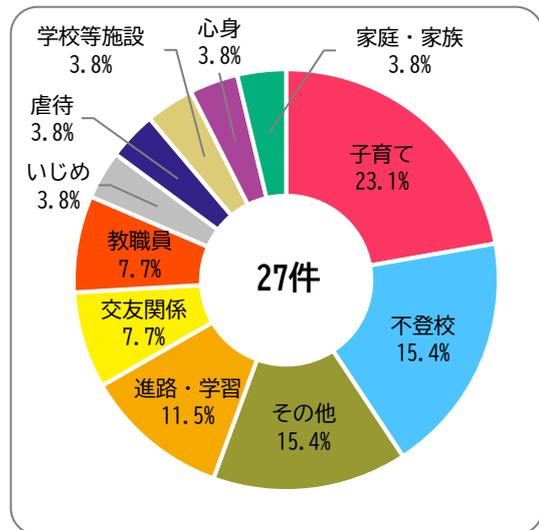
図6、7は子どもとおとなそれぞれの初回の相談内容を示したものです。

相談内容の占める割合が、おとなと子どもでは全く違っていることがわかります。

【図6 初回の相談者が子どもの場合の内容】



【図7 初回の相談者がおとなの場合の内容】

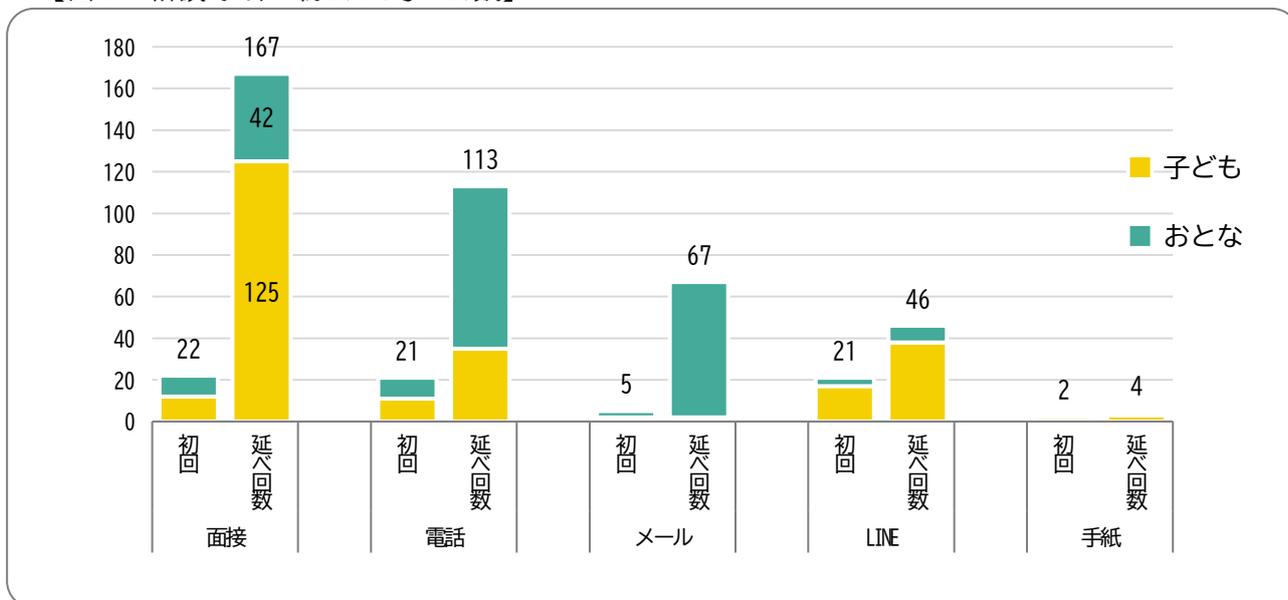


② 相談方法

初回の相談方法で、面接と電話は同程度であったのが、延べ回数では差が開きました。

面接相談の延べ回数の約75%が子どもからの相談でした。その要因として、5月よりコロナの感染症法上の分類が5類に移行され、コロナ対策が大きな転換点を迎えたことで、来室しやすくなったのではないかと考えられます。(図8)

【図8 相談方法 初回と延べ回数】



【図9 一件あたりの相談回数】

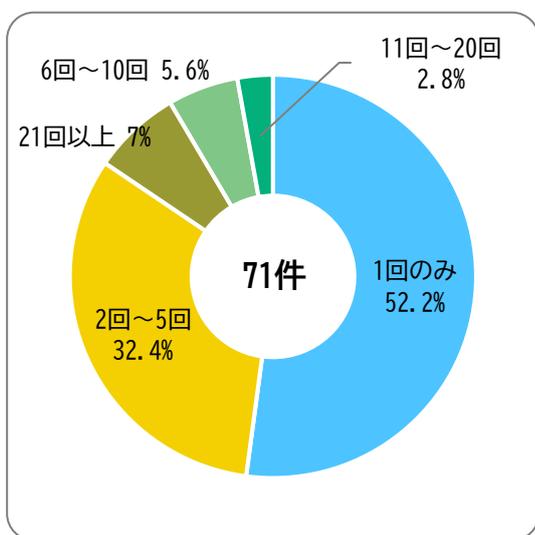


図9は、相談一件あたりの相談回数を示しました。初回の相談で終結した件数は約52.2%で、残りの47.8%は継続的に相談、調整を行ったことが分かります。相談を重ねていく中で、関係機関との調整が複数回に渡って必要な場合もありました。

図10、11は相談方法ごとに、子どもとおとなそれぞれの延べ相談回数と内容を示したものです。

子どもの面接相談では「教職員の対応」「不登校」が多くを占め、直接会って相談したい子どもが多い年度となりました。(図10) (前年度の小学生本人の面接相談は8回) LINE相談では、昨年度同様「心身の悩み」が多くを占めました。

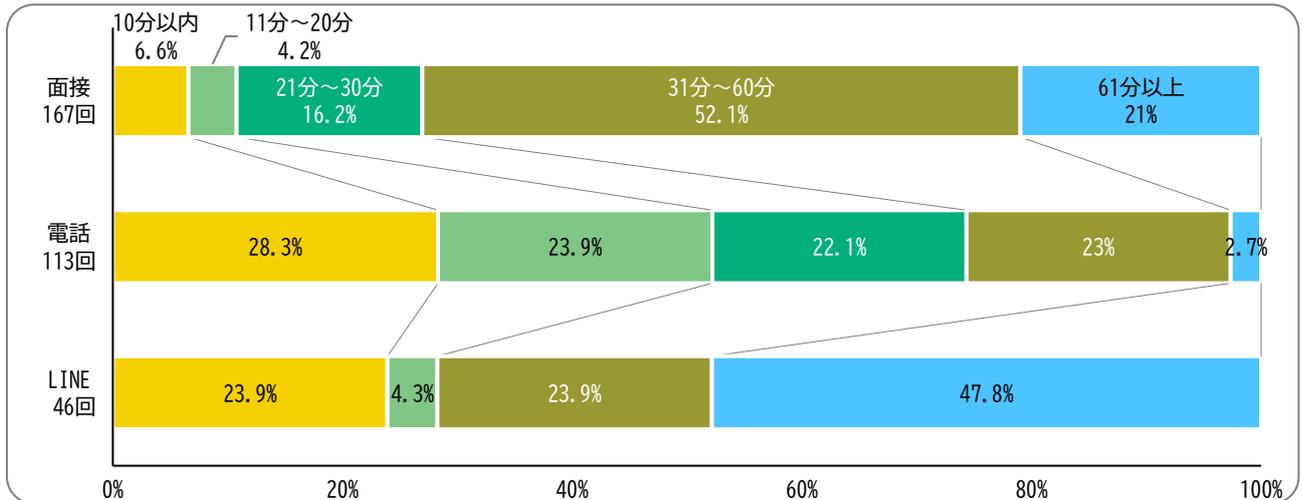
おとなからの相談では母親からの「不登校」「進路・学習」が電話、面接、メールに分散されていることが分かります。開室時間内外で相談ツールの使い分けをされているようでした。(図11)

③相談方法別の相談所要時間

図 12 は相談方法ごとの所要時間の割合を示したものになります。

LINE は比較的長時間に渡ることが分かります。メッセージのやり取りに時間を要し、相談が一旦ストップしてしまうということもありますが、相談者にとっては、繋がっている安心があるのか、時間が経った後でもやり取りが再開することもあります。中には、入り口は「匿名でLINE相談」だったものが、時間を掛けて丁寧に対応していくことで、「電話」や「来室」に繋がり、より深い相談が可能になったケースもありました。(図 12)

【図 12 相談方法別の相談所要時間】



※メール、手紙はそれぞれ一律 10 分と 30 分で統計を取っているため、グラフには表示してありません。

(3) 令和元年度からの相談状況の推移

① 相談内容

図 13 は相談件数とその内訳を示したグラフです。

令和 2 年度は 48 件とコロナ禍の影響もあり減少しましたが、令和 4、5 年度は 70 件台と令和元年度を上回っています。

内容でみますと、直近 3 年の最多は「心身の悩み」となっており、常に、子どもが自身について悩んでいることが分かります。

【図 13 相談内容からみた年度別相談件数の推移】

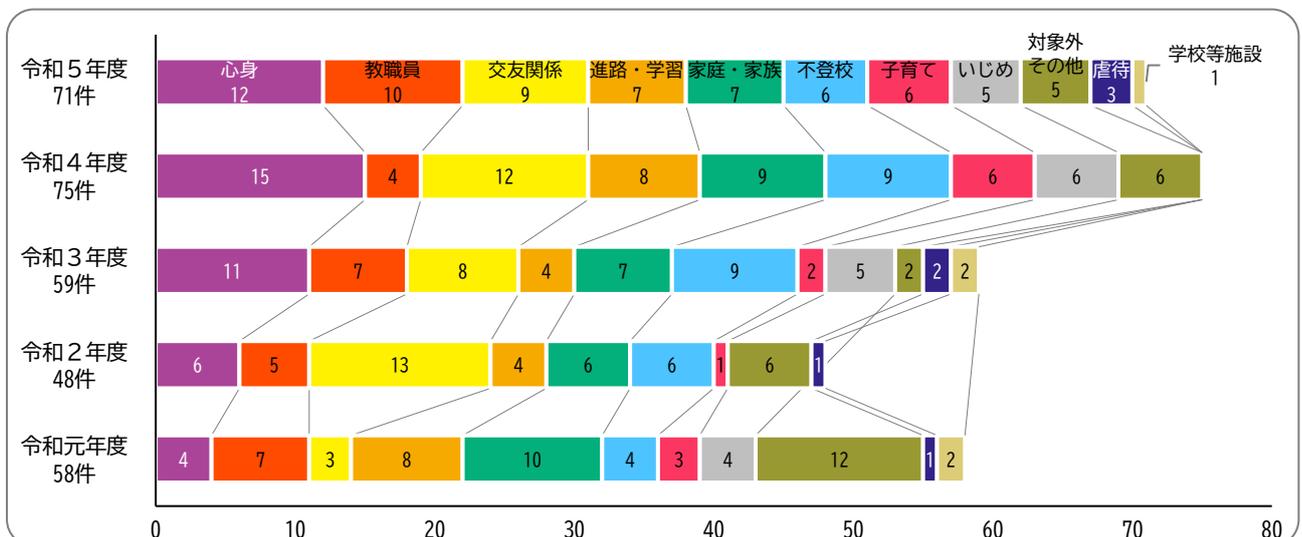


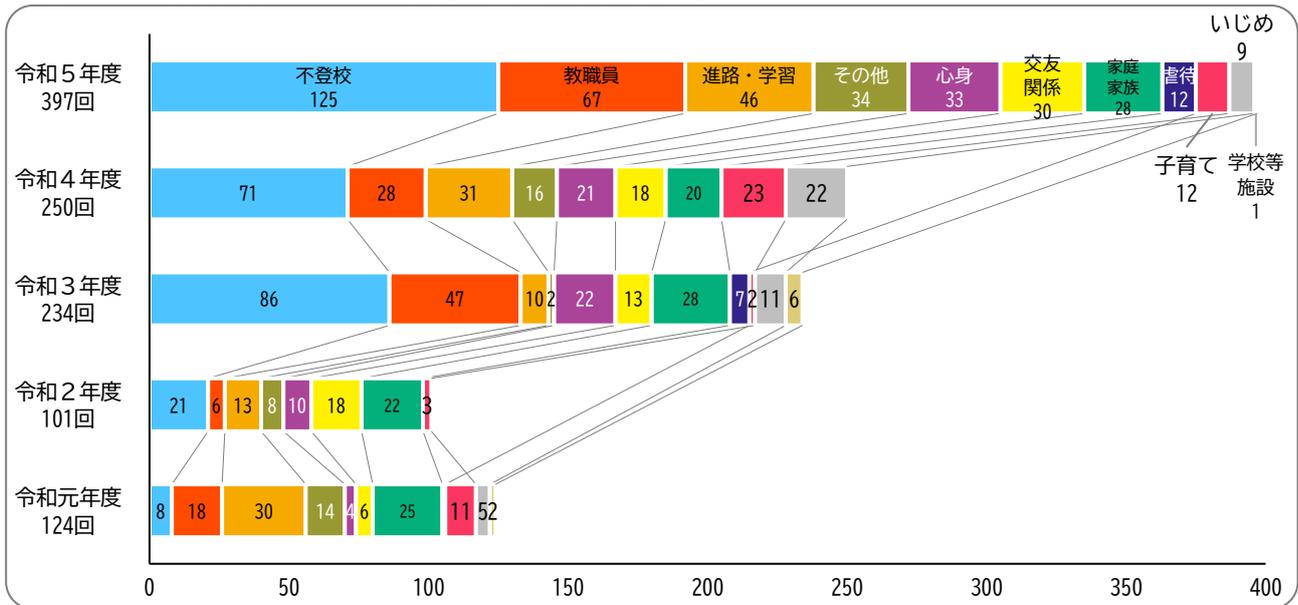
図 14 は相談回数とその内訳を示したグラフです。

延べ相談回数は令和 2 年度より増加の傾向にあり、令和 5 年度は最多となりました。

直近 3 年の内訳は、同傾向で、「不登校」「教職員の対応」「進路・学習」が上位を占めています。

令和 5 年度の「教職員の対応」は当該年度の新規相談ですが、「不登校」については継続ケースも含まれ、終結には時間が掛かる傾向にあるようです。

【図 14 相談内容からみた年度別相談回数の推移】

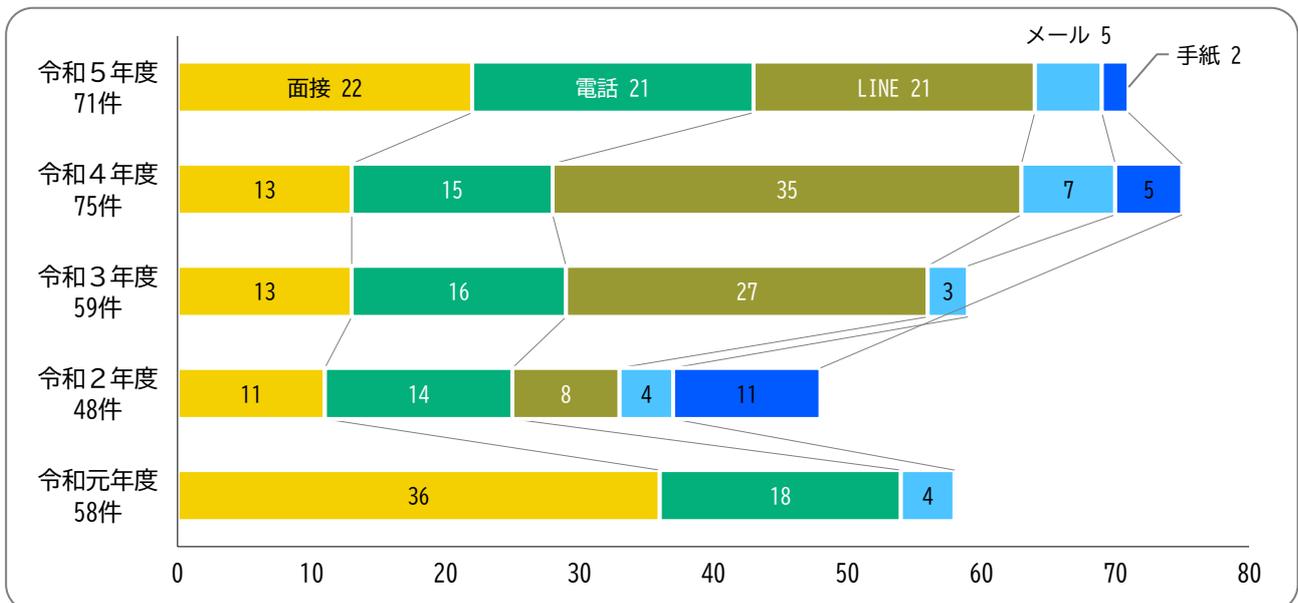


②相談方法の推移

図 15 は初回の相談方法を示したグラフになります。

LINE 相談は令和 2 年度より導入し、増加傾向にありましたが、令和 5 年度は、「面接」「電話」と同程度になりました。

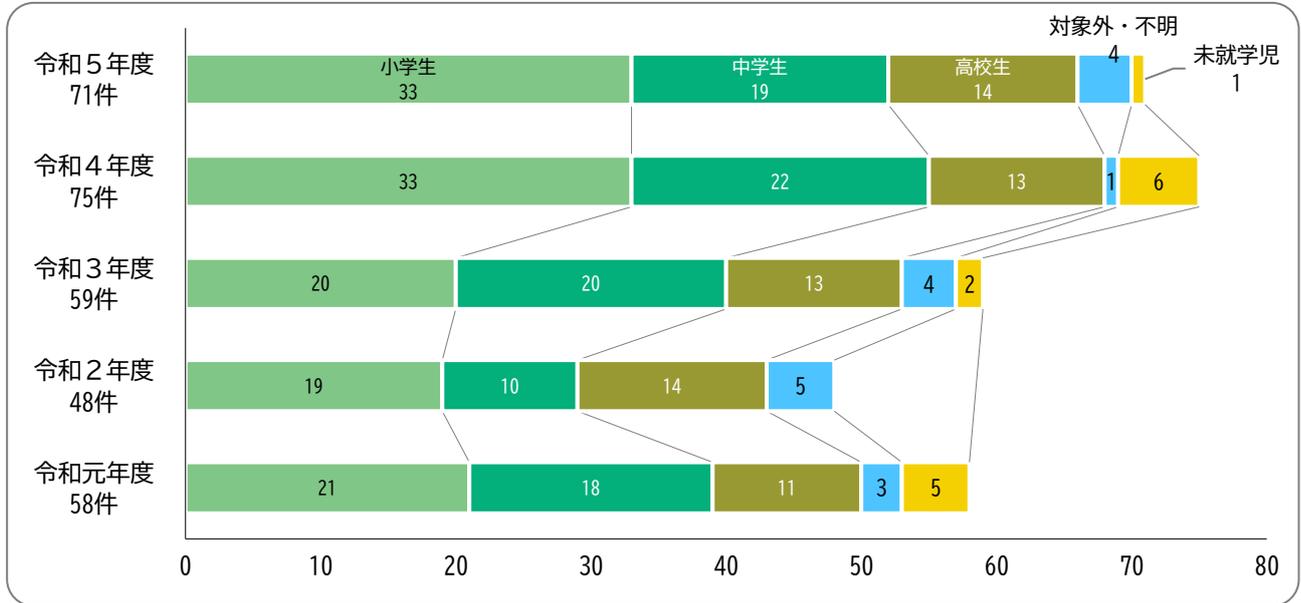
【図 15 初回の相談方法の推移】



③相談対象者の推移

学齢による相談対象者の割合は毎年同じような傾向にあり、どの年度も小学生が最も多く、次いで中学生（令和2年度を除く）、高校生となっています。

【図16 相談対象者からみた相談件数の推移】



(4) 対応

①学齢別相談内容

子ども本人からの相談では、交友関係や家庭環境について長い間、誰にも話せずに苦しんでいたケースがいくつか見られました。そのような誰かに話しにくい内容は「LINE 相談」が利用しやすいようでした。

おとなからの相談は、子どもの不登校や交友関係など、学校に関する内容が多くなりました。学校に相談してもうまくいかずこじれてしまった、周りに話せる知人がいない、など保護者自身が孤立しているケースもありました。

学齢	相談者	主訴
小学生	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちに暴力をふるったり酷い言葉をかけたりしてしまった。 ・クラスにいじめられている子がいる。 ・時々無視される。悪口を言われる。 ・宿題ができない。 ・担任の先生のこと困っている。 ・スポーツクラブ（習い事）をやめたい。 ・学校に嫌な先生がいる。 ・話したいことがある。 ・同じ人にいじめられている。 ・飼っているペットのことについて。 ・イライラしたときに周りにあたってしまうのをやめたい。 ・家庭や学校のことを聞いてほしい。 ・勉強の仕方について悩んでいる。
	おとな	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの母親とうまくいかないことが多い。 ・本人が学校に行きたがらなくて困っている。 ・特性がある子どもの話を聞いてほしい。 ・本人がいじめられている。 ・虐待の疑いがある本人を救いたい。
中学生	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・母親と一緒に暮らしたくない。 ・兄弟に理不尽なことを言われた。 ・友だちができない。 ・友だちの SNS トラブルについて。 ・小学生の時にいじめにあった。今でもいじめてきた子のことが怖い。 ・父親に虐待された。どうしていいのかわからない。 ・スポーツクラブの友人のこと悩んでいる。 ・死にたいと思ってしまうほど辛い。 ・高校に進学できるか不安。
	おとな	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の交友関係が心配だ。 ・友だちがいない本人が心配だ。 ・高校受検の準備について。 ・本人に対する担任の発言が受け入れられない。 ・子ども同士のトラブルを学校が対応してくれない。
高校生	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・中学時代の嫌な思い出が頭から離れない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・GW明けから学校へ行けない。 ・大学受験がとても辛い ・部活の顧問が嫌だ。 ・母親から虐待を受けてきた。誰かに気付いてほしかった。 ・ショックなことがあった。 ・親に内緒で学校を休んでしまった。 ・「しんどい」と言わせてほしい。 ・暴食が止まらない。 ・母親が本人に対して厳しすぎる。 ・友だちと会うことを禁止されて悲しい。
おとな	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の出席日数が足りなくなりそうである。 ・本人が自傷行為をしていた。

②事例と対応

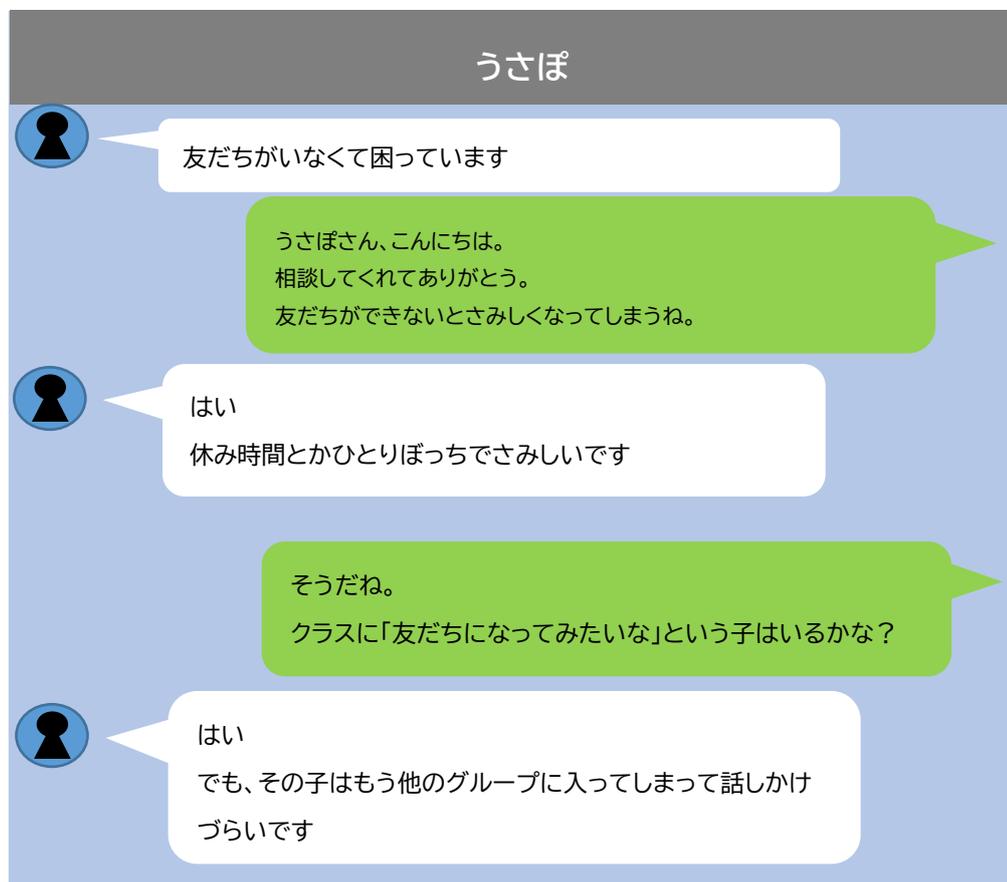
②-1 LINE 相談のようす

LINE 相談は、相談員がパソコンで対応しています。

システムの都合上、時間外など相談員が確認できない状況でメッセージをもらった場合にも、「既読」が表示されてしまうのが難点ですが、時間外でも相談内容を長文で残してきてくれる子どももいます。(相談室の開室後に返信します)

相談員1名に対し1件のLINE相談を受けることができます。

以下は、LINE 相談のイメージです。スマートフォンの画面とほとんど同じように進められます。



②-2 事例紹介

※プライバシー保護のため複数の事例を組み合わせています。

【種別】教職員の対応
【相談者】 子ども 複数名
【相談方法】 LINE→電話→面接
【相談内容】 <p>新年度当初より、担任の先生は小さなことでもよく怒鳴っていて、「怖い先生だな」と感じていた。</p> <p>クラスに慣れてきた頃、私たちの軽率な行動が原因で、クラスの数人に嫌な思いをさせてしまった。</p> <p>その後、担任の先生からの聞き取りがあった。ずっと怒り口調でイライラしていたから、何人かは怖くて泣いてしまって、反省の気持ちを十分に伝えることができなかった。担任の先生には、私たちの話を怒らずに最後まで聞いてほしかった。</p> <p>今は（初回相談時）嫌な思いをさせてしまった友だちに謝り、仲良くしているけど、あれ以来、担任の先生からは「またトラブルを起こすのではないか」と誤解され続け、何かと怒られ、目を付けられているような気がする。</p> <p>また、クラス関係なく問題を起こした子がいれば、担任の先生は授業を中断して、その子を別室に連れて行き、長い時間怒っていることが何度もあった。その間、授業は自習になっている。別室から帰ってくる子は泣いていることが多く、すごく怖いと感じる。</p>
【対応】
<ul style="list-style-type: none">・トラブルの原因は相談者たちだったので、保護者や他の先生にも相談し辛いと、相談室を利用してくれました。LINE相談から始まり、電話相談、面接相談に繋いでいきました。・相談室での面接には数名が来室してくれて、ひとりひとりから丁寧に聞き取りをしました。・トラブルに関係していない子も含め、最終的には、初回の2倍の人数の子どもたちが来室してくれました。・担任から目をつけられていると感じている相談者の中には「明日も怒られるかもしれない」と考えたら、怖くて不安で布団に入っても何度も目が覚め、「学校へ行きたくない」と思うようになったと打ち明けてくれた子もいました。・トラブルの当事者ではない子どもたちから見ても、「〇〇さんたちは、よく怒られていて、絶対目を付けられている」と感じていたようで、本人たちの思い込みではないことも分かりました。・また、相談を進めていくと、身体測定の記録が誰でも閲覧可能になっていて、そこから体重についてからかわれ、いじめに繋がったこともあったようでした。・その後、擁護委員が学校との調整の必要があると判断しました。擁護委員が直接子どもたちと面談をしたのち学校に出向き、子どもたちの思いを伝えると共に、個人情報の適正な管理をお願いしました。
【その後】
<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが来室してくれて、担任が子どもたちとの話し合いの場を設けてくれたと報告

してくれました。

- ・不安で夜に何度も目が覚めていた子どもは、完全に不安がなくなったわけではないが、友人が支えとなり、積極的に学校行事にも参加できているようでした。
- ・別室での指導が減り、恐怖を感じることはなくなったようでした。
- ・身体測定の記録については、「誰にも見られないようになった。」と子どもたちも安心して、身体測定を受けられているようでした。

2 調整活動

(1) 関係機関との連携

調整活動とは、相談者とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解が得き、解決に向かうよう間に入ることを指します。相談者の承諾を得たのち、外部機関と連携することにより解決に向かったケースもあります。下記の表は、令和5年度の連携・調整案件とその回数、連携した外部機関についても示したものです。

【表2 相談内容の調整・連携先と件数・回数】

調整先 または連携先 相談内容 (件数)	園・学校			市行政機関			県行政機関	その他	合計 (回)
	園	小学校	高等学校	子ども 支援課	SSW (※1)	市行政 機関	県行政 機関	その 他の 機関	
虐待 (2)			3	3		2	1	1	10
不登校 (2)		2			2				4
交友関係 (2)	1	2							3
教職員の対応 (1)		2							2
家庭・家族の悩み (1)								1	1
合計 (回)	1	6	3	3	2	2	1	2	20

※1 スクールソーシャルワーカー

(2) 「令和5年度の調整活動について」

多治見市子どもの権利擁護委員

藤田 聖典

(弁護士)



多治見市子どもの権利擁護委員は、たとえ子どもの権利が害される程度がそこまで深刻ではないものであっても、擁護委員自ら調整が必要と判断した場合には、相談者の承諾を得て、権利侵害状態の解消に向けて、関係機関と調整を行っています。

多治見市子どもの権利に関する条例14条1項は、擁護委員の職務として、次の3つを定めています。1つ目は、子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。2つ目は、子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復において調査、調整、勧告、是正要請をすること。3つ目はこれらの勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。調整活動は、これら3つの擁護委員の職務のうちの2つ目に当たります。

委員が調整活動を積極的に行い、救済の申立てに至る前に、調整段階で、子どもの権利が害される状態の是正や相談者の懸念の解消につながっています。

今年度も、調査、勧告、是正要請に至るケースはありませんでしたが、積極的に調整活動を行っていることが要因として考えられます。

私たち多治見市子どもの権利擁護委員は、相談者の承諾を得て、関係機関に足を運び、関係機関の言い分を聞きながら、事実を確認し、相談者と関係機関の調整を図っています。

今年度は、同一事案について2回にわたり調整を図り、最終的に子どもの権利が害される状態が解消された、というケースもありました。このケースは、子どもの権利が害される状態であることが強く疑われたため、代表擁護委員であるわたくしも自ら相談者から事情を聞き取った上で、関係機関との調整を試みました。ところが、その後も子どもの権利が害される状況に改善が見られないとの相談を相談者から受け、調査、勧告等も視野に入れつつ、再度、当該関係機関と調整を図りました。このケースについては、関係機関に事態の深刻度を理解していただき、最終的に、子どもの権利が害される状態が解消されるに至りました。

これからも、子どもの権利が害される状態が疑われる場合には、事態が深刻になる前に、その解消に向けて、迅速かつ積極的に関係機関との調整を図ってまいります。関係機関におかれましては、子どもの権利擁護委員の活動への一層のご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

3 救済の申立ての状況

令和5年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のとおりです。

救済申立て案件一覧（平成16年4月～令和6年3月）

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請*1 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告*2
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請*1 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～ 調査 4月～ 調整 8月 勧告*2
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告*2
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～ 調査 5月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 研修

相談員の資質向上を図ることを目的として、年間を通して様々な研修会等に参加し、研鑽を積んでいます。以下は、本年度の研修内容です。

月 日	研修会等名称とテーマ		講師等
8月17日	人権同和教育講演会	人の世に熱と光を ～水平社創立の思想に学ぶ～	駒井忠之氏
8月3日	子どもの権利セミナー	子どもの人権を守るためにおとなにできること ～身近なところがおそろかになっていませんか～	親野智可等氏
8月29日	たじみ放デイねっと主催講演会	医師と家族と支援者との関わり方	関正樹氏
9月8日	児童館母親クラブ合同開催講演会	「いのちの話」親が伝える性教育～ 「性」＝「生きること」を学ぶこと～	梅木美恵子氏
11月8日	犯罪被害者等支援講演会	「ながらスマホは危険運転」 ～あれから7年今も敬太と共に～	則竹崇智氏
12月16日	東海地区「子ども条例」ネットワーク総会	①子ども基本法施行元年瀬戸・愛知・東海地区から広げる子どもの権利 ②瀬戸市で子どもの権利条例ができるまで ③瀬戸市での子どもたちの取り組み	間宮静香氏 佐野由紀氏 瀬戸市子ども・若者会議委員
3月2日	くらし人権課学習館共催講座	きいてくれた時がこたえ時!! おうちで性教育	磯村知代恵氏
2月 (アーカイブ受講)	岐阜児童相談研究セミナー	子どもの自殺予防 ～自殺念慮への対応～	松本俊彦氏

5 会議

(1) 多治見市子どもの権利セミナー

多治見市子どもの権利に関する条例第18条に基づき、基調講演、子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：令和5年8月3日（水） 13:30～15:30

場所：バロー文化ホール 小ホール

① 令和4年度多治見市子どもの権利擁護委員活動報告会

令和4年度の活動について報告しました。

令和4年度代表擁護委員 水野 香代

擁護委員 原科 佐登己 藤田 聖典



② 基調講演

子どもの人権を守るためにおとなにできること
～身近なところがおそろかになっていませんか～

講師：親野 智可等 氏（教育評論家）



6 広報・啓発活動

多治見市子どもの権利相談室では、広く市民のみなさんや市内の学校や施設に在籍している子ども達に、本相談室の存在と役割について理解していただき、積極的に活用していただくために、下記の活動を行いました。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

項目	実施時期	対象等
カード、リーフレット、ポスターの配布	6～7月 12～1月	市内の小中高等学校 幼稚園、保育園ほか子ども施設
「子どもサポート通信」の配布	6月	市内の小中学校
ひびきあい講話	11月	小泉中学校生徒
カード、ミニ・レターの配布	12月	市内の小中学校

子どものための相談室
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
 友だちのこと、学校のこと
 自分のこと、家族のことなど
 どんなことでも相談してね!

火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00
 相談の内容、名前などのひみつは守られるから、安心して話してね 令和5年度版

〒507-0034
 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

0120-967-866

多治見子どもLINE相談
 ID: @200fkmnq お友だち登録してね!

kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

保護者の方も相談できます

多治見子どもLINE相談

LINEで相談できます

どんな小さなことでも
 一人で悩まずに気軽に
 相談してください。秘密は守ります

保護者の方も相談できます

多治見市子どもの権利相談室のホームページにQRコードがのっているのだから、そこから友だち登録ができるよ!

友だち登録してね

【相談時間】
 火曜～金曜 13:00～19:00
 土曜 12:00～18:00

電話やメール、来室での相談も受け付けています!

0120-967-866 携帯からもつながります!!

メール kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

多治見市子どもの権利相談室 (たじみ子どもサポート) 令和5年度版

子どもの権利相談室とは

子どもの権利相談室は、困っていたり、悩んでいたりする子や保護者の方などのための窓口です。

もし、このリーフレットを読んでくれているあなたが困っていたり、悩んでいたことがあるなら、子どもの権利相談室まで電話、FAX、メール、LINEをしてくださいね（番号やメールアドレスはこのリーフレットに書いてあります）。たいしたことじゃないし・・・とか、こんなことで電話していいのかな・・・？とが全く気にしないで大丈夫です。もちろん、話してくれたことは秘密にしますし、名前や学校を言わなくても大丈夫です。子どもの権利相談室にいる皆は、困っていたり、悩んでいたりするあなたのために、少しでも役に立ちたいと考えていますので、もし連絡をしようかどうか迷っていたら連絡をしてくださいね。

最後まで読んでくれてありがとう。あなたの周りで困っていたり、悩んでいた友達がいれば、このリーフレットのことを教えてくれるとうれしいです。

相談するにはどうすればいいの？

*でんわする

★子ども専用フリーダイヤル
0120-967-866
(通話無料、スマホ・携帯電話からもつながるよ)
★あとな用 0572-23-8666

*メールする

★E-Mail アドレス
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

*LINEする

★QRコードから
友だち登録して下さい

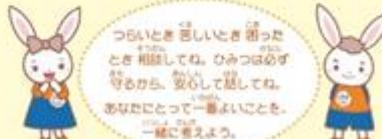
*会って話す

★場所 ヤマカまなびパーク4階
(多治見市豊岡町1-55)

*FAXや手紙もOKだよ

*相談できる曜日と時間

火曜日～金曜日 ひる 1時～よる7時
土曜日 ひる12時～よる6時
(祝日もやっているよ、年末年始はお休み)



多治見市子どもの権利相談室

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55

ヤマカまなびパーク4階
でんわ 0572-23-8666
FAX 0572-23-8788

イラスト・デザイン：東眞 宗美



ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室

たじみ子どもサポート



多治見市

どんなことを相談できるの？

いじめ
友だちのこと
高学年はすべし
いやがらせ

先生のこと
不登校
話を聞いてくれない
先生の授業や準備が
まですげない

家族のこと
家の中が
あんなにうるさい
けんかばかり
争いごと
虐待
争いごと
虐待
争いごと
虐待

その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「悲しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してくださいね。

そうだんしてからは どうなるの？

相談する
電話で 手紙で 会って メールで

子どももあとなも
相談できるよ
ひとりで悩まずに
話してみよう

一緒に考える
「何ができるかな？」
「どうしたらいいかな？」
「どうしてほしいかな？」

解決

行動する
あなたの代わりに
保護委員が気持ちや
意見を伝えるよ

保護委員が関係する
人たちに話をしたり協力を
お願いしたりするよ

詳しくはホームページを見てね。(子どものページがあるよ)

たじみ子どもサポート



ミニレターの作り方

赤い点線にそって切る X-----
青い線をはさむの順に山おりにする
裏の「のりしろ」の部分にのりをつけて、くっつける。

5078790

〒507-0034 多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート行
tel:0578-811111

2023年3月31日まで有効です。

5078790

〒507-0034 多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート行
tel:0578-811111

多治見市子どもの権利相談室 たじみ子どもサポート

ミニ・レター

友達のことや、学校のこと、家庭のことなどで、
困ったり、悩んだり、新しい気持ちになったことはありませんか？
モヤモヤしていること、イヤだなと思っていること、どうしたらいいかなと思っていること、
だれかに言いたいとき、このミニ・レターを使って、手紙を書いてみませんか？
わたしたち「たじみ子どもサポート」は、
あなたの方になりたし、あなたが笑顔になるお手伝いをする相談室です。

ミニ・レターを待っています！！

みなさんには、安心して自分らしく生きる権利があります。
たじみ子どもサポートは、子どもの権利を守るために、
みなさんの悩みや困りごとの相談をじっくりと聴いて、一緒に解決策を考えていきます。
相談してくれた内容のひみつは必ず守ります。どんなことでも、安心して相談してください。

多治見子どもLINE相談
保護者の方も相談できます

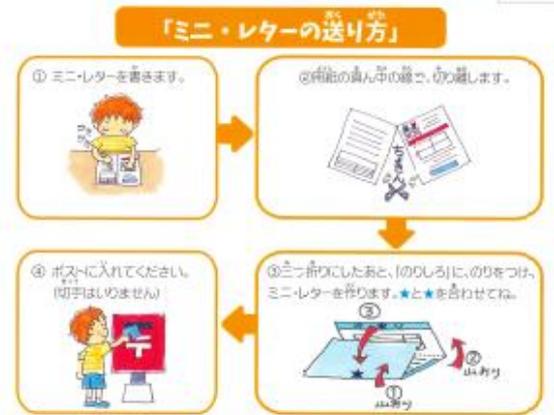
LINEで相談できます

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
TEL 0120-967-866
kodomo@pp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
TEL 0120-967-866
kodomo@pp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
TEL 0120-967-866
kodomo@pp.city.tajimi.gifu.jp

☆たじみ子どもサポート行き ミニ・レター☆

☆石の用紙に相談したいことや話したいことを書いて、郵便ポストに入れてください。
※切手は、いりません。(2023年3月31日まで)
☆たじみ子どもサポートの相談員が、手紙や電話など、あなたが選んだ方法でお返事します。
(手紙の場合は「住所と名前」、電話の場合は「電話番号」をまちがえないように書いてください)
☆相談の内容やあなたの個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。
(勝手に誰かに話したりすることは、絶対にしません)



多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

〒507-0034 多治見市鶴岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
フリーダイヤル 0120-967-866
メールアドレス kodomo@pp.city.tajimi.gifu.jp
相談できる時間 火～金 1時～6時
土 11時～6時

LINE

とじみは
守りまよ!

のりしろ

名前(ふりがな)	姓
学校名	姓
住所 〒□□□-□□□□	電話番号

相談はどの方法がいいですか？ 手紙で 電話で LINEで

※相談員がほしい、1ヶ上の「電話番号」のところに番号を書いてください

※お名前を

※どんなことを相談したいのか、選べる人は選んでね。(いくつでもいいです)

学校のこと 友だちのこと 家族のこと 自分のこと いろいろなこと
いじめられている 不安を感じている その他

※相談したいこと、困っていることや悩んでいること、話したいことを、この下に書いてね。
(相談してくれたことは、ほかの人に勝手に話しませんから安心してね)

のりしろ

※書ききれない場合は次の紙に書いて、一緒に送って下さい。



子どもサポートつうしん

子どもの権利相談室マスコットキャラクター
うさぼくん&うさぼちゃん

令和5年6月

第5号
低学年用

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」です。子どもの権利相談室には、3人の擁護委員と2人の相談員がいます。最初に、相談員がみなさんからのお話をじっくり聞いて、それから擁護委員とどうしたらいいかを考えます。困ったな、つらいなと感じた時は「たじみ子どもサポート」に話してみませんか。

☆こんなとき、おはなしかせて

ともだちのこと

- なかまはずれにされた
- わるぐちを言われた
- 友だちがいない



かぞくのこと

- かぞくが話を聞いてくれない
- ケンカがおおい
- 家の中がおもしろくない



がっこうのこと

- いじめられている子がいる
- 学校に行きたくない
- これっていじめかな？



ひとりじゃないよ！

ほかに●どうしよう ●だれかとはなしたいなど
ちょっとのことでもでもだいじょうぶ！ひみつはまもります！

いっしょにはなそう！



電話・メール・LINE・手紙・会って
そ う だ ん し て ね




水野香代 擁護委員
公認心理師・臨床心理士

イヤなことや、しんばいなことを大人に話すのは、ドキドキしますね。うまくいえなくても大丈夫です。あなたの大切な気持ちを、ゆっくり聞かせてください。



原科佐登己 擁護委員
元学校長

げんきにがんばっていますか。たるいことやこまったことがあったら、そ う だ ん し て ください。すくすくと成長してくれることを期待しています。



藤田聖典 擁護委員
弁護士

どうしたらいいのかわからなくて、こまっていることはありませんか。あなたのはなしをゆっくり聞きます。どうしたらいいのかいっしょに考えます。そ う だ ん ま っ ています。

発行元 **たじみしこ けんりそ う だ ん し つ**
多治見市子どもの権利相談室 (たじみ子どもサポート)

 〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク 4階

 0120-967-866  kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp  

【相談できる時間】 火曜日～金曜日 ひる 1時～よる 7時 土曜日 ひる 12時～よる 6時

友だち登録してね！

(2) 市民（おとな）への広報・啓発活動

項目	実施時期	対象等	備考
校長会議での広報	4月 12月	市内小中学校校長	学校訪問に関わる依頼 ミニ・レター配布依頼
多治見市広報紙へのコラム掲載	6月 12月	市民	相談員
地域コミュニティラジオへの出演	4月 8月	市民	相談員 擁護委員
太平児童館母親クラブ講話	2月	児童館母親クラブ会員	擁護委員
SSW実習生研修	8月	SSW実習生	くらし人権課、相談員
ぽかぽか広場(親子ひろば)での広報	2月	広場利用者とスタッフ	くらし人権課、相談員

子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室 加納 ☎ 23-8786

ある子どもと一緒に考えました。
おとなからは、不登校やいじめ、先生の対応など学校関係の相談や子ども自身についての相談が寄せられました。

子どもの権利相談室では「子どもにとって一番いいことは何か」を大事にして相談を受けています。そのため、保護者の方から相談があった場合でも、できるだけ子ども本人の意見や気持ちを聴かせてもらえるようお願いしています。時には、保護者の思いと子どもの思いが違ってしまうこともあります。[私はこう思うけど、あなたはそう思うんだね]と、おとながその違いに気付くことが「子どもの権利を守る」につながるのではないのでしょうか。

子どもに関することで困ったとき、話を聞いてもらいたいときなど、どうぞ気軽に相談してみてください。

「子どもの権利」というと少し堅苦しいイメージを持たれてしまうかもしれませんが、相談室では「子どもに関すること」の相談に幅広く対応しています。
昨年度の相談者の半数以上は「子ども本人」からの相談で、残りはおとなから(多くは母親から)の相談でした。
子どもからは、学校のできごとや友だちや人間関係、いじめに関すること、家族のこと、性別や自分自身のことなど、ちょっとした報告や疑問といった相談から深刻な悩み相談までさまざまありました。
なかには「死んでしまいたい」と思うほど苦しい状況を過ごしているケースもあり、何とかして気持ちや状況が明るくなる手だてはないものかと相談者で

多治見子どもLINE相談
保護者の方も相談できます
友だちを登録してのLINEで相談できます

友だちのこと 学校のこと 自分のこと 家族のことなど、どんなことでも相談してね。
多治見児童館1-56 ヤマカまなびパーク4階
☎ 0120-967-866
kodomooudan@ob.aital.ne.jp
カードの裏面に貼っての相談も受付中
相談時間 火曜～金曜 13:00～19:00
土曜 12:00～18:00
相談方法 面談・電話・メール
LINE・手紙

子どもの権利について考えよう

子どもの権利相談室 武藤 ☎ 23-8786

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」から

子どもの権利相談室は、ヤマカまなびパークの4階にあります。
入口には、子どもたちが入りやすいよう相談室のキャラクター「うさぼくん」「うさぼちゃん」がみなさんを出迎えてくれます。

そのうち来室されての面接相談は83回と相談方法別では一番多くなっています。
明るい陽が注ぐ相談室です。保護者の方も利用できますので、子どもに関することで困ったとき、話を聞いてもらいたいときなど、どうぞ気軽に相談してみてください。

相談室の奥には畳のスペースもあり、ここでは子どもたちがリラックスして話ができるように、時には相談員も一緒に畳に腰を下ろして、じっくり子どもの話に耳を傾けます。そうすると、やがて子ども自身が自分の思いを語ってくれるようになります。
今年度4月～9月までの相談回数は159回で、

子どものための相談室
多治見子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
多治見市児童館1-56 ヤマカまなびパーク4階
☎ 0120-967-866
kodomooudan@ob.aital.ne.jp

相談時間 火曜～金曜 13:00～19:00
土曜 12:00～18:00
相談方法 面談、電話、メール、LINE、手紙

(3) その他の広報・啓発活動等

①メディア掲載

令和5年4月2日(日) 中日新聞朝刊掲載

Ⅲ 子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って

「擁護委員としての活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
原科 佐登己
(元学校長)



令和5年度は新型コロナ禍も緩和の方向に動き、その感染症も第5類に移行され、学校生活や社会生活は通常の状態に戻る状況にありました。

この間、子ども達を取り巻く状況は周りの大人たちにとっても相当なストレスの蓄積されるものであったと推察されます。

こうした新型コロナ禍回復状況の中、令和5年度の新規相談件数は71件、のべ相談回数は397回となり、のべ相談回数はこれまでの最大の数値となりました。

子どもの権利相談室の相談員がひとつひとつの相談に対して、相談者に寄り添った丁寧な対応を実践していることも相談回数の増加にも繋がっていると考えます。

71件の新規相談件数は前年から引き続いている事案もありますが、最初の相談の入り口として、LINEが活用されることが多いようです。

LINE相談は、令和2年12月から始めましたが、導入当初は高校生からの相談の割合が高かったのですが、令和5年度は多様な年齢層に活用されています。

のべ相談回数は397回を数えましたが、そのうち125回が不登校に関することであり、人間関係の構築の難しさや深刻さを感じられます。

また、教職員の対応に関する相談や不満が新規で67回にのぼり、教師に対して丁寧な対応を求めているように感じました。教師と児童生徒の共感的な理解に基づく人間関係の構築の重要性を感じました。

相談活動全般を通して気がかりなことは、安易に「死にたい」とか「リスク」という言葉が軽い感じででてくることです。

令和6年3月になり、令和5年の児童生徒の自殺者数が513名という報道がありました。伸びる若い命が自ら失われることは、非常に悲しく残念なことです。困ったことは、たじみ子どもサポートに是非相談してほしいです。

本相談室は開設されて20年経過し、今では大変敷居の低い相談室と認知されているようで、多様な年齢層から多様な相談が入っています。本相談室の相談を通して、側面的にしろ、子ども達の明るさや元気が少しでも高まることを願っています。

子どもの権利擁護委員の職責の重要性に鑑み、微力ながら努力致す所存です。

「擁護委員としての活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員

水野 香代

(公認心理師・臨床心理士)



令和5年度は4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が創設された画期的な年でした。5月には新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、これまでのような行動制限がなくなったことで、対面で人と会いやすくなったのも大きな変化でした。まなびパークの中にある相談室に来て話をする子どもも増えて、相談室に活気が戻ってきました。“大人の許可を必要とせず、子どもが自分の意思で自分の足でやって来て相談できる場”というのは限られています。このような貴重な場があることは、決して当たり前ではありません。

12月に瀬戸市で行われた“東海地区「子ども条例」ネットワーク総会”に参加して、そのことを改めて感じました。総会では基調講演の後、瀬戸市で子どもの権利条例ができるまでの取り組みについて市職員と子ども・若者会議の皆さんからの発表がありました。印象に残ったのは「(会議で)大人が黙ると子どもが喋る」という言葉でした。会議だけではなく常日頃から、私も含めて、大人たちは喋りすぎているのかもしれないと思いました。“子どもの話を聞いている形を取りながら、実は大人が自分の意見を押し付けている”構造は、家庭や学校など、様々なところで起こりがちです。その構造に違和感を抱ける感覚を、私たち大人は研ぎ澄ませておきたいものです。

その後の自治体間交流では、これから条例を作ろうとする自治体の方の話聞き、新しい条例を作ることが簡単ではないことを痛感しました。条例がある自治体は、2022年10月時点で全国で64自治体(東海地区15)、子どもの相談・救済機関がある自治体は47(東海地区10)と非常に少ないです。条例に加えて、子どもの相談・救済機関を併せ持つことが、子どもの権利を守るためには必要です。岐阜県でももっと広がってほしいと願います。

令和5年度は、中学校のひびきあい講話や児童館の母親クラブで話をする機会をいただき、子どもの権利条約や多治見市子どもの権利に関する条例を紹介できたのも貴重な経験でした。子どもがこの条約を知っていても、身近な大人が知らなかったり適切に対応できなかつたりすれば、せっかくの子どもの言葉や行動は力を失ってしまいます。特に意見表明権は、大人側が抵抗を感じ、誤解されやすいようです。子どもの権利を尊重することは、子どもの言いなりになることではありません。できない場合も含め、子どもの意見を反映してフィードバックするという地道で丁寧な作業です。子どもが「どうせ言っても無駄だ」と無力感を感じるのか、「次も言ってみよう」と自分の力を信じて行動できるのかは、大人の対応にかかっています。そのためにも擁護委員として、大人が子どもの権利について知り、学んで行動できるよう、より一層普及啓発に努めていきたいと考えています。

お わ り に

「多治見市子どもの権利に関する条例」は平成15年に制定され、令和5年、制定から20周年を迎えました。このような20周年目の区切りの年に子どもの権利擁護委員の代表委員を務めたことを、大変光栄に思います。

擁護委員の仕事を通じて、ふと中学・高校時代を思い出すことがあります。

2000年前後、平成の前半までは、トラブルも悩みも、基本的には自分で解決すべきであるしその方が優れているとの考えが強かったように思います。

その頃の私自身は、学校が何かをしてくれるとは期待もしていなかったし、そもそも学校に頼るという発想すらありませんでした。

ひとりでどうにかするというようなサバイバル能力を身につけ、鍛えること。これは、社会を生き抜くうえで大切なことのようにも思えます。

さらに、個人に一層の「強さ」が求められることもあります。厳しい競争に耐える強さを身につけ、競争の中でより強くなっていかなければならないというものです。

しかし、現実には、そこまで自分一人で対処することが求められるわけではありませんし、社会生活を行う上でそこまで強い人となる必要があるかというところでもありません。

実際には、専門家など他の人の力を借りて問題の解決を図るのも大切なことですし、これも社会を生きていく上で重要なスキルの一つとなります。

私は、普段、弁護士として経営者の相談にも乗ります。経営者は、孤独で強い人間だともうかもしれません。しかしながら、なにか取引上のトラブルや従業員とのトラブルがあれば、弁護士に頼ることとなります。自分一人ではどうにもならない場合がありますし、たいしたことではないと思っても実は重大なトラブルの火種になっている場合もあります。だからこそ、専門家など、誰かを頼ったり相談したりすることが重要となります。

今は、子どもたちが相談する場所は増えています。

「多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート）」もその一つです。

ちなみに、私の通った中学校に「相談室」はありましたが、そこは、生徒が悩みごとを相談する場所ではなく、先生が生徒を呼びつけ、生徒に対して一方的に叱責や過度な説教をする場所でした。

「多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート）」は、子どもや保護者の話に耳を傾け、子どもたちに寄り添う場所です。平成16年4月、「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づいて開設され、令和6年4月に20周年を迎えました。

相談室を訪ねることに、勇気を持つ必要はありません。電話だけでなく、メール、LINEでの相談もできます。相談だけでなく、関係機関との調整も行います。

令和2年12月からLINE相談を開始し、相談の手段が増え、相談件数はさらに増えています。

子どもたちの中でも相談室の認知度が高まり、子どもたちが気軽に相談に立ち寄ってくれた

るようになりました。LINEで悩みを打ち明けたり、辛い気持ちを吐き出してくれることも増えてきました。

多治見市子どもの権利擁護委員、そして、相談員一同は、これからも、子どもの権利を尊重するまち・多治見市の一員として、子どもの権利が十分に擁護されるまちづくりに力を尽くします。

「多治見市子どもの権利擁護委員」及び「多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート）」がさらにあまねく認知され、多治見市が、子どもの権利を尊重するまちとして発展していくことを願っております。

令和5年度
多治見市子どもの権利擁護委員

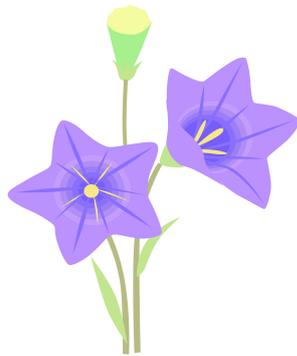
藤田 聖典
原科 佐登己
水野 香代

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

ききょう



つつじ

改正

令和 2 年 3 月 24 日条例第 5 号

多治見市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条—第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条—第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることが出来るまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にできる気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

- 2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。
- 3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
- 4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。
- 5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。
- 6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。
- 7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

- 2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。
- 3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

- 2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。
- 3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

- 2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。
- 4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。
- 5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。
- 6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
- (3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことから、市長その他の執行機関が定めます。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

○多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

平成 15 年 12 月 19 日規則第 88 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日規則第 37 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号

平成 23 年 2 月 3 日規則第 8 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 34 号

令和 2 年 8 月 1 日規則第 68 号

多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 子どもの権利擁護委員（第 4 条—第 18 条）

第 3 章 子どもの権利相談室（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 子どもの権利委員会（第 22 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めます。

（定義）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定するこれらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人とは、年齢が 18 歳、19 歳で、同条第 2 項に規定する子ども施設に在籍などを行っている人をいいます。

（子ども会議の意見）

第 3 条 市長は、条例第 11 条第 2 項の規定によりたじみ子ども会議（以下「こども会議」といいます。）から意見などの提出を受けた場合は、当該意見などについて検討し、その検討内容や結果について公表します。

第 2 章 子どもの権利擁護委員

（代表擁護委員）

第 4 条 条例第 13 条第 1 項に規定する多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）のうち 1 人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定めます。

2 代表擁護委員は、次のことを処理します。

（1） 擁護委員会議の招集、議事運営に関すること。

（2） その他代表擁護委員が必要と認めること。

3 代表擁護委員に事故があるとき、代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ擁護委員会議の互選により定める擁護委員が、その職務を代理します。

（擁護委員会議）

第 5 条 この規則において定めるもののほか、次のことを処理するため、擁護委員会議を置きます。

（1） 条例第 14 条第 1 項や第 2 項に規定する職務の調整などに関すること。

（2） 条例第 16 条に規定する関係機関などとの連携に関すること。

（3） その他擁護委員が必要と認めること。

（資格要件）

第 6 条 市長は、次に掲げる人を擁護委員に選任しません。

（1） 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、その長、政党その他の政治団体の役員

（2） 本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員

(3) 市内の学校の教職員その他の本市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業などに現に従事している人

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に理解があり、子どもに愛情を持って接することができる人のうちから、擁護委員の意見を聴いて、市長が委嘱します。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(相談や救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対し本市に在住、通学、通勤する子どもの権利侵害にかかわることについて、条例第14条第1項第1号に規定する相談や同項第2号に規定する救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員、相談員が行います。

(救済の申立ての手続)

第9条 救済の申立てをしようとする人(以下「申立人」といいます。)は、口頭、文書により次のことを申立てします。

(1) 申立人の氏名、住所、電話番号、救済を必要とする子どもとの関係

(2) 救済を必要とする子どもの氏名、住所、保護者の氏名など

(3) 救済を必要とする事実の概要

2 口頭による救済の申立ての場合において、擁護委員、相談員は、口頭申立記録書(別記様式第1号)を作成しなければなりません。

3 文書により救済の申立てをする場合において、申立人は、子どもの権利侵害にかかわる救済申立書(別記様式第2号)を擁護委員に提出します。

(審議)

第10条 擁護委員は、前条の規定により救済の申立てを受け付けた場合は、その申立ての内容を審査し、その申立ての内容が子どもの権利侵害にかかわることであると認めるときは、その申立てに関する審議や必要な調査を行うことができます。

2 擁護委員は、救済の申立てが救済にかかわる子ども、その保護者以外の者から行われた場合は、必要に応じてその子ども、保護者の同意を得て審議します。

3 擁護委員は、救済の申立ての内容が次のことのいずれかに該当すると認める場合は、その申立てに関する審議を行いません。

(1) 救済の申立ての内容が虚偽である場合

(2) 救済の申立ての手続の内容にかしがある場合

(3) 擁護委員、相談員の身分に関するものである場合

(4) その他審議の実施が不相当と認める場合

4 擁護委員は、第1項に規定する審査の結果について、申立人への通知書(別記様式第3号)により、申立人へ通知しなければなりません。

5 擁護委員は、救済の申立ての内容以外に子どもの権利侵害があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、審議や必要な調査を行うことができます。

(調査の方法と実施)

第11条 前条第1項に規定する調査は、擁護委員、その命を受けた相談員が行います。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、その写しの提出を求めすることができます。

3 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、専門的、技術的なことについて、予算の定める範囲内で専門的機関に対し調査、鑑定、分析などの依頼をすることができます。この場合において、擁護委員は、依頼したことの秘密の保持に必要な措置をとらなければなりません。

(身分証明証の提示)

第12条 前条の調査を行う場合は、擁護委員、相談員は、その身分を示す証明書(別記様式第4号)を携帯し、関係人などに求められたときは、それを提示しなければなりません。

(審議の中止)

第13条 擁護委員は、審議の継続が相当でないと認めるときは、審議を中止することができます。

2 擁護委員は、前項の規定により審議を中止したときは、申立人への通知書により、申立人に対し通知します。

(勧告などの実施)

第14条 擁護委員は、審議を実施した結果必要と認めるときは、調整、勧告、是正要請を行います。

2 擁護委員が前項の規定により勧告、是正要請をするときは、書面により行います。

3 擁護委員は、審議の結果を申立人への通知書により申立人に通知します。第1項の規定に基づき調整、勧告、是正要請を行ったときは、その概要を併せて申立人に通知します。

(通知の方法)

第15条 第10条第4項、第13条第2項、前条第3項の規定による通知は、申立人が申立人への通知書による方法以外の通知方法を希望した場合で、擁護委員がその方法が申立人にとって最も適切であると判断したときは、その方法により行うことができます。

(措置の報告)

第16条 条例第14条第1項第3号の規定により措置の報告を求めるときは、是正などの措置についての報告要求書(別記様式第5号)により行います。

2 前項の規定による要求を受けた人は、子どもの権利に関する是正などの措置についての報告書(別記様式第6号)の提出その他擁護委員が適当と認める方法により報告するよう努めます。

(勧告などの公表)

第17条 条例第14条第2項に規定する公表は、擁護委員会議が適当と認めた方法により行います。

(運営状況の報告や公表)

第18条 条例第18条に規定する報告は、次のことに関する報告書などを作成し、これを市長や議会に提出します。

- (1) 擁護委員が受け付けた相談や申立てに関する概要
- (2) 擁護委員が実施した審議や調査に関する概要
- (3) 擁護委員が行った調整、勧告、是正要請の概要、措置などの報告に関する概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会議において市長や議会に報告し、市民に公表することが必要と認められること。

第3章 子どもの権利相談室

(設置)

第19条 子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申立てに応じるため、多治見市子どもの権利相談室(以下「相談室」という。)を設置します。

(名称や位置)

第20条 相談室の名称や位置は、次のとおりとします。

- (1) 名称 多治見市子どもの権利相談室
- (2) 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

(開設日時など)

第21条 相談室の開設日や時間は、次のとおりとします。

- (1) 火曜日から金曜日まで 午後1時から午後7時まで
- (2) 土曜日 正午から午後6時まで

2 相談室の休業日は、次のとおりとします。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 市長は、必要と認めるときは、前2項の開設日、時間、休業日を変更することができます。

第4章 子どもの権利委員会

(会長や副会長)

第22条 条例第20条第1項に規定する子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）に、会長や副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会議の議長として会務を総理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第23条 権利委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集します。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(部会)

第24条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができます。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要なことは、会長が、権利委員会に諮って定めます。

第5章 雑則

(庶務)

第26条 擁護委員、相談室、権利委員会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理します。

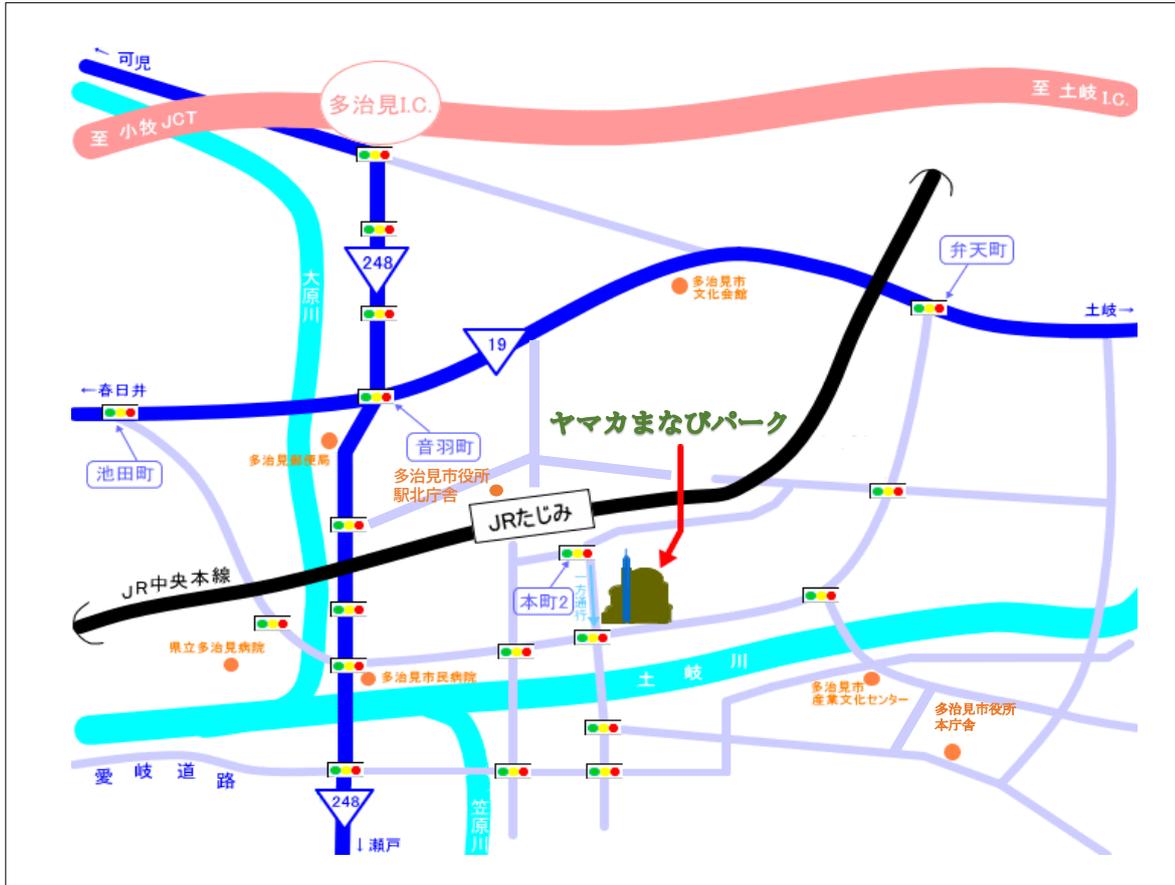
(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	藤田聖典	弁護士	令和4年4月1日～
子どもの権利擁護委員	原科佐登己	元学校長	令和2年10月1日～
子どもの権利擁護委員	水野香代	公認心理師 臨床心理士	令和3年4月1日～

多治見市子どもの権利相談室 (ヤマカまなびパーク 4階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

令和5年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
令和6年8月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町1丁目55番地
ヤマカまなびパーク4階

電話 / F A X : 0572-23-8786

フリーダイヤル : 0120-967-866

メー ル : kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

